

被扶養者認定に必要な添付書類一覧表

◎最初に「扶養家族にしたい方」の続柄を確認します。次に「扶養申請時の収入状況等」の項目のうち、該当する項目に記載された「添付書類」が必要になります。
 なお、「添付書類」の内容で状況を証明できない場合は、下表以外の書類が必要となる場合がありますので、予めご理解くださいますようお願いいたします。

扶養家族にしたい方 扶養申請時の収入状況等		同居要件なし						同居要件あり		添付書類	書類の取得先(証明依頼先)
		配偶者	子	実父・実母	祖父・祖母	兄弟・姉妹	孫	義父・義母	その他		
申請書	健康保険 被扶養者異動届 <扶養家族にしたいとき>	○	○	○	○	○	○	○	○	 申請書は中部電力健康保険組合HPより ダウンロードしてください。 http://www.chudenkenpo.or.jp/ ●HOME>健康保険の各種手続き>被扶養者認定に必要な申請書類と添付書類のご案内	■提出先について 中部電力の方 → 給与・厚生サービスセンター 関係会社の方 → 所属事業所 健保担当箇所
	健康保険 状況報告書 <生計維持関係>	--	○	○	○	○	○	○	○		
高校、大学在学中の方		○	○	--	--	○	○	--	○	在学証明書(原本) *発行から3ヶ月以内のもの	在籍中の学校
無収入の方		○	○	○	○	○	--	○	○	最新の所得証明書(原本) ※	居住地の市区町村役場
退職した方		○	○	○	○	○	--	○	○	次の①～⑤のうちいずれか1つ	①退職した勤務先 ②退職した勤務先 ③退職まで加入していた健康保険組合 ④退職した勤務先 ⑤居住地の管轄にあるハローワーク
										①退職証明書(原本) *勤務先発行のものまたは、当健康保険組合の所定用紙に証明印を依頼したもののいずれか	
										②退職日の記載のある源泉徴収票(写)	
										③健康保険資格喪失証明書(原本)	
										④離職票1, 2(写)	
パート・アルバイトによる給与収入がある方		○	○	○	○	○	--	○	○	当健康保険組合の所定用紙である収入証明書(原本)	勤務先
パート・アルバイト先で健康保険の資格が非適用になった方		○	○	○	○	○	--	○	○	健康保険資格喪失証明書(原本)	加入していた健康保険組合
自営業、農業、不動産等の給与以外の収入がある方		○	○	○	○	○	--	○	○	過去3年分の確定申告書類一式(写) 最新の所得証明書(原本) ※	税務署(申告書類のご本人様控え)
自営業を廃業した方		○	○	○	○	○	--	○	○	廃業届	税務署(申告書類のご本人様控え)
年金収入がある方		○	○	○	○	○	--	○	○	振込通知書(写)	日本年金機構(自宅へ郵送されたもの)
										年金見込額照会回答書(写)	居住地の管轄にある年金事務所
住民票が必要な方		○	○	○	○	○	○	○	○	続柄記載のある世帯全員の住民票(原本) *発行から3ヶ月以内のもの	居住地の市区町村役場
別居している方(学生、単身赴任は除く)		○	○	○	○	○	○	--	--	直近2ヶ月分の送金証明書(原本)	金融機関ATM発行の明細書等
										戸籍抄本(謄本) *発行から3ヶ月以内のもの	居住地の市区町村役場
特別養護老人ホーム等の施設に入所している方		--	--	○	○	--	--	--	--	入所証明書	入所中の施設
60歳以上の方		○	--	○	○	○	--	○	○	最新の所得証明書(原本) ※	居住地の市区町村役場
雇用保険を月額3,612円未満(60歳以上の場合は5,000円未満)で受給予定の方、受給中の方		○	○	○	○	○	--	○	○	雇用保険受給資格者証(全ての写)	居住地の管轄にあるハローワーク
中部電力健康保険組合の任意継続被保険者の方		○	○	○	○	○	--	○	○	不要 *当健康保険組合の任意継続被保険者であった旨を異動届の余白に記入してください。	---
他の健康保険組合の任意継続被保険者の方		○	○	○	○	○	--	○	○	健康保険資格喪失証明書(原本)	退職まで加入していた健康保険組合
被保険者の資格取得(新規採用)に伴う申請の方		○	○	○	○	○	○	○	○	続柄記載のある世帯全員の住民票(原本) *発行から3ヶ月以内のもの	居住地の市区町村役場
日本国内に住民票がない方	外国において留学をする学生	○	○	○	○	○	○	○	○	在学証明書(本書)	在籍中の学校
	外国に赴任する被保険者に同行する方	○	○	○	○	○	○	○	○	査証(ビザ)、海外赴任辞令等(写)	公的機関
	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	○	○	○	○	○	○	○	○	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明書、ボランティアの参加同意書等(写)	
	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方で、②と同等と認められる方	○	○	○	○	○	○	○	○	出生や婚姻等を証明する書類等(写)	
上記事由のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方		○	○	○	○	○	○	○	○	※個別対応(中部電力健康保険組合 適用・給付チームまでお問い合わせください)	

■収入条件について

同居の場合

同居(同一世帯)の場合は、年収が130万円未満(60歳以上の方または障害年金受給者は年収180万円未満)で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であることが必要です。

別居の場合

別居の場合は、年収130万円未満(60歳以上の方または障害年金受給者は年収180万円未満)で被保険者からの援助額より収入が少ない場合となります。

◎添付書類一覧表に関する問い合わせは、中部電力健康保険組合 適用・給付チームまでお願いいたします。 電話:052-880-6202

※所得証明書

→ その年の1月1日から12月31日までの所得が記載された証明書になりますが、前年の所得額が毎年6月頃に確定いたします。そのため、1~5月に申請される場合の最新分は前々年の所得証明書となり、6月以降に申請される場合の最新分は前年の所得証明書となります。

■認定日について

原則的に事実発生日から5日以内の届出ですが、当組合では次のとおり取り扱っています。

- ①事実発生日から14日以内の受付(事業主受付) → 事実発生日まで遡って認定
- ②事実発生日から14日を超える受付(事業主受付) → 事業主受付日で認定